乙

文書四

決判 四月二日 文書課長

施行 四月二日

起案 昭和六年三月十四日 局第 號 月 日 局送 月 日

警保局警發第二三號

主査 警保局長

大臣

次官

事務官

内務大臣

内務省

6. 3. 20

12

宮内省

号外 第一、第二、第三、第四の議案の取扱は宮内省、内務省、大蔵省、陸軍省、海軍省、逓信省、農林省、商工省、拓務省、鉄道省、内閣法制局、内閣書記官長、内閣調査局、内閣情報部、内閣統計局、内閣恩給局、内閣印刷局、内閣官房、内閣総理大臣官房、内閣法制局、内閣書記官長、内閣調査局、内閣情報部、内閣統計局、内閣恩給局、内閣印刷局、内閣官房、内閣総理大臣官房

合議 第 号 第 号 第 号 第 号

号 号 号 号

受付 月 日 受付 月 日 受付 月 日 受付 月 日

発送 月 日 発送 月 日 発送 月 日 発送 月 日

号外 第 号 第 号 第 号 第 号

号 号 号 号

受付 月 日 受付 月 日 受付 月 日 受付 月 日

発送 月 日 発送 月 日 発送 月 日 発送 月 日

号外ハ内務省ニ於テ取扱ヒ度

内務省

内務大臣

内務省

内務大臣

内務省

内務大臣

第　號　月　日
第　號　月　日
第　號　月　日
送受　月　日
送受　月　日
送受　月　日

ムル件

大地震或ハ火山爆発等事変ニ際シ臨変応急ノ方策ニ於テハ対應的組織ヲ備フルヲ要スルナル智識ヲ以テ臨機ノ措置ニ依リ其ノ被害ヲ可及的軽減シ或ハ災害後ノ維持上適切ナルヲ要スルコト勿論ナリ困難ナラサルノ事例モ不少歟是等智識ノ向上ヲ図ラシテハ平素御留意ノ次第モ有之ト存ス此事愈々緊要ト思ハレ本件ニ関シ震災豫防評議会ニ長官ヲ別紙通其ノ会ノ決議ヲ以テ申越候ニ付テハ之カ趣旨御了知ノ上各種教育其ノ他適当ノ機会ニ於テ成ルヘク本件知識ノ向上ニ努メラルル様御留意相成度申進候也

追テ本件教養資料トシテハ別紙ノモノ等適当ナルモノト被存候ニ付テハ合ハセ追テ申添候

第一二

年月日

警視総監　子爵　後藤新平

警視庁警保局ニ地震知識ヲ向上セシ

128

ムル件

首題ノ件ニ付本日別紙ノ通内務省
次官ヨリ耐震耐火ノ長官宛通牒ヲ発
件ニ付本省中建築ノ件
当局ニ於テモ第一項ノ趣旨ニ依リ

資料

一、地震学者ノ研究ハ極若
理学博士寺田寅彦氏ノ研究
（寺田寅彦氏ハ神田区南神保町
居住ニ在リ）
「教ヘ」
其ノ第一、二、五節ヲ抜萃シ其ノ第
五節中建築ニ関スル事項ハ別紙
家屋科築修理ニ関スル耐震
構造上ノ注意書、本省ヨリ我
建築耐震上ノ注意ヲ酌スル
トトシ同節中地震ニ関スル心得ハ別
紙ニ修正ヲ加フ（「商」ヲ省キタリ）

一、地震ト火山　児童ニ対シ第四ノ項
寺田寅彦　アルヲ抜出ス

内務省秘書課

少年団ト云フ名称ハ高ンヘシ

ナルカ多少ノ考慮ヲ高ンヘシ

震甲第五號ノ二

昭和六年二月二十一日

震災豫防評議會

會長 中川健藏

内務次官 潮 惠之輔殿

治安ノ責ニ任スル當局者ノ地震知識ヲ向上セシムル件

大地震或ハ火山爆發ノ時變ニ際シテ治安ノ責ニ任

スル當局者カ對應的樞要ナル知識ヲ備フルアランカ臨機ノ處置ニ依リ其ノ災害ヲ輕減セシムル手段ヲ取ルコトモ敢テ困難ナラサルヘシ之レニ就テハ從來實行セラレタル幾多ノ例ニ乏シカラサルモ近年ノ實例ニ徵スルニ尚ホ隴ヲ得テ蜀ヲ望ムノ感ナキヲ得ス若シ當局者カ一層進ミタル知識ヲ備ヘ之レニ從テ機宜ノ處置ヲ取リタランニハ災害ハ更ニ輕減セシナラント思ハル、コト無キニシモアラス貴省ニ於テハ保安ノ任ニ當ル諸官ニ對シ是迄既ニ適當ナル指導教育ヲ實施シ居ラル、コト、信スルモ尚更ニ所要ノ時間ヲ倍加シテ此ノ種ノ災害防止輕減ニ關スル教育資料ヲ豐富ニシ以テ對應的樞要ナル知識ヲ向上セシメラレンコトヲ切望ス

右本會ノ決議ニ依リ及照會候也

治安ノ責ニ任ズル當局者ノ地震知識ノ向上セシムル件

九ニ就キ教示ヲ得タシトノ事ニテ貴局衛生課ノ方ヨリ本月二日電話御申越ガアリマシタ左ニ御参考ノ為メ御申上ゲマス

教材トシテハ

拙著 地震講話（岩波書店出版）

九ノ内第一、二、五、節ヲ抜萃シ其ノ第四節中建築ニ関スル事項ハ

家屋新築及修理ニ関スル耐震構造上ノ注意書（小冊子、添附）

本邦ノ際校建築耐震上ノ注意 同 上

此ノ書ヲ参酌スルコトトシ

地震ニ関スル心得ニ就テハ

地震ニ出会ツタ時ノ心得（一枚刷、添附）ニ創リテ訂正シタ

地震に出會つたときの心得

（地震前には耐震構造、耐震構造には筋違不、地震時には此の心得）

大正十五年十一月　理學博士　今村明恒

一　最初の一瞬間に於て非常の地震なるか否かを判断し機宜に適する目論見を立てること、最初から器物を倒し、壁を裂く程のものは大地震たるべく、初動緩なれば震原距離稍々遠く、主要動となるまでに若干の餘裕あるも、急なれば距離近し主要動は初動の凡そ十倍程である。

二　非常の地震たると覺るものは自ら屋外に避難せんと力めるであらう、數秒間に廣場へ出られる見込があれば機敏に飛出すがよい、但し火の元用心を忘れざること。

三　二階建・三階建等の木造家屋では階上の方却て危險が少なく、高層建物の上層に居合せた場合には屋外への避難を断念しなければならぬ。

四　屋内の一時避難所としては堅牢なる家具の傍が良い、敷物にては机の下が最も安全である、木造家屋内にては桁・梁の下を避けること、又洋風建物内に於ては張壁・煖爐用煙瓦煙突等の落ちて來さうな處を避け、止むを得ざれば出入口の枠構の直下に身を寄せること。

五　屋外に於ては窓硝子・壁の墜落或は石垣・煙瓦塀・塵芥等の倒潰し來る處ある區域から遠ざかること、特に石燈籠に近寄らざること。

六　海岸に於ては津波襲來の常習地を警戒し、山間に於ては崖崩れ・山津浪に關する注意を怠らざること。

七　大地震に當り凡そ最初の一分間を凌ぎ得たらば最早危險を脱し得たものと看做し得られる、餘震恐れるに足らず、地割れに吸込まれることは我國には絶對に無し、老若男女總て力の有らん限り災害防止に力むべきである、火災の防止を眞先にし人命救護を共次とすること、是れが人命財産の損失を最小にする手段である。

八　潰家からの發火は地震直後にも起り二三時間の後にも起る、油斷なきことを要する。

九　大地震の場合には水道は斷水するものと覚悟し機敏に防水の用意をすること、又水を用ひざる消防法をも應用すべきこと。

十　餘震は其最大なるものも最初の大地震の十分の一以下の勢力である、最初の大地震を凌ぎ得た家屋は假令多少の破損傾斜をなしても餘震に對しては安全であらう、但し地震でなくても壊れさうな程度に損したものは例外である。

附　短週期なる小地震は單に無害なる地震群にて終ることあり、又大地震の前駆たることもあり、震原浅く火山にあるときは噴火の前徴たる場合多く、注意を要す！

家屋新築及び修理に關する耐震構造上の注意書

震災豫防評議會

はし書

氣候の變遷や惡疫の流行に抗して身體の健全を保つには平生の攝生を第一義とするが如く、震火災に抗して家屋が安全ならんには、震火に耐へる樣之を建て、平日に於て其の補強を怠らざるを要する。若し玆に一人の傳染病患者を出さんか、災禍は一身一家に止まらざるが如く、非耐震的なる一家屋の存在は時として其の地方全體の破滅を招來することにもなるのである。

本注意書は震災を未然に防がんが爲めに編述したものであつて、永年の經驗と學理の研究とによりて成つたものである。我日本の如く何時何處に激震の襲來を見るか計り難き地震國に於て斯る著述の必要なるは保健の目的の爲めに衞生書を要するが如きものであらう。願くは片時も早く本書の示す所を實行して災厄を未然に防止せられんことを。

昭和五年二月　日

震災豫防評議會

家屋新築及び修理に關する耐震構造上の注意書

一、總　説

(1) 敷地には平坦にして且つ堅硬なる土地を選ぶを可とす。

斜面崖地埋立地砂地其他軟弱なる土地は好ましからず。此等の敷地に建築する場合には、基礎及び軸部の構造を特に堅固にすべし。

(2) 基礎は成る可く堅硬なる地盤迄掘り下ぐべく、土質軟弱なるときは堅固に搗き固めたる上に築造すべし。

土藏造・コンクリート造其他重き建物の場合、深き所まで土質軟弱なるときは杭打地業を施すを可とす。

(3) 硬軟不同なる土地に跨りて家屋を築造する事は好ましからず。止を得ざる場合は不等沈下の起らざるよう、軟地に當る部分の基礎を特に堅固に築造すべし。

(4) 木造家屋に於ては、其の屋根を輕くして、震力の作用を小ならしむることと、軸部に筋違其他の斜材を用ひて其の抵抗を大ならしむること最も重要なり。

(5) 土藏造の塗壁は地震によりて龜裂、剝落を生じ易し、震後の火災に對して塗壁のみに信頼するは危險なり。

(6) 石材のみを以て壁體を築造するは、其の規模極めて小なるものの外危險なり。

(7) 煉瓦造は其の規模小ならざる限り之を耐震的ならしむること容易ならず。

(8) 鐵筋コンクリート造は耐火、耐久にして耐震的の構造方法なり。然れども設計並に施工を忽にするとき、又は震害に由る著しき龜裂に對し修理を怠るときは、其の效果を收め難きのみならず、却て危險なる場合なきを保し難し。故に十分信頼し得べき技術者に諮ることを必要とす。

嚴正なる施工は何種の建築にも必要なれども、就中鐵筋コンクリート造に對しては最も之を重要とす。

(9) 鐵骨造は之を耐震的ならしむること最も容易なり。但し其の壁體には脆弱なる材料を用ふることを避くべし。

二、木造家屋に關する詳說

(10) 土臺は外部の柱下のみならず、內部の柱下にも之を用ひて、家屋全體に亙り柱の

脚部を連結すべし。

(11) 土臺の隅々には燧材を用ふべし(第一圖參照)。

(12) 柱と土臺との接合には鐵物を用ひて連結を鞏固にすべし(第一圖參照)。

(13) 柱は成る可く家屋內に均等に之を配置すべし。

(14) 二階建にありては成る可く多數の通柱を用ひ、管柱を用ふる個所には帶鐵を以て上下を十分に連結すべし(第五圖參照)。

(15) 柱と梁類(足壁、差鴨居、胴差、二階梁、小屋梁、桁)との接合は枘差のみに依るべきにあらず、枘を折り又は離し、或は柱を折ること容易なればなり(第二圖參照)。接合には柱を甚だしく毀損する手法を避け、ボールト、羽子板鐵、鎹、帶鐵等の鐵物を用ひて、之を堅く締め付くべし。更に餘地ある箇所には方杖を用ひて三角形を構成すべし(第三圖、第四圖參照)。

(16) 壁體は家屋の外側のみならず、內部にも成る可く多く縱橫に之を設くべし。

(17) 壁體には必ず筋違を用ひて三角形を構成すべし(第五圖參照)。

(18) 屋根葺材料には出來るだけ輕くして防火的のものを選ぶべし。石盤或は石綿板は瓦に比して遙に輕し。瓦葺の場合には成るべく引掛桟瓦を用ふべし。

(19) 小屋組は合掌・梁・束・貫又は方杖を以て堅固に組立て、小屋組間は棟木・母屋又は筋違によりて鞏固に連結すべし。

(20) 家屋の各部に筋違・方杖等の如き斜材を用ひ、出來るだけ多くの三角形を構成することは耐震構造上最も有效なる手法なり。

（普通の木造家屋を十分に耐震的ならしめんには其の費用百分の五を増す程度を以て足れりとす。）

三、木造小學校・工場等

(21) 木造小學校・工場事務所・集會場・商店其の他規模大なるものにありては震災豫防調査會編纂「木造小學校建築耐震上の注意」に準據すべし。

四、木造家屋の保存及修理

(22) 家屋の下部は成る可く濕氣を防ぎ、空氣の流通を計り、以て腐蝕・蟲害を避くべし。

(23) 軸部・特に土臺等腐蝕し易き所には防腐劑を用ふべし。

(24) 白蟻に犯されたるときは速に之を驅除し、甚だしく犯されたる部は新材と取換へ新舊材共に防蟻劑を塗布すべし。

(25) 家屋は時々之を檢査し、用材の腐蝕・接合の緩み等あるときは速に修理し、補强を忘らざる樣力むべし。

(26) 家屋傾斜し、仕口・繼手等の破損せるときは、之を改築することとし、其の儘引起し使用することを避くべし。家屋老朽に近づきたるとき、亦之に同じ。

(27) 柱・梁等にして仕口・繼手等の破損せるものは之を取換ふべし。

(28) 修理の際には壁體に筋違・方杖・其の他の斜材を用ひて、成る可く多くの三角形を構成すべし。

(29) 柱と梁との接合は方杖・鐵物等を用ひて之を補强すべし。

(30) 柱・梁・土臺等の腐蝕せるものは之を新材と取換ふべし。

(31) 鐵物を使用せる箇所は其の緩みを締め直すべし。

(32) 附屬煙突は時々檢査し、破損ある時は直ちに之を修理すべし。特に屋根裏の部分は破損し易く、火災を起す虞あるを以て一段の注意を要す。

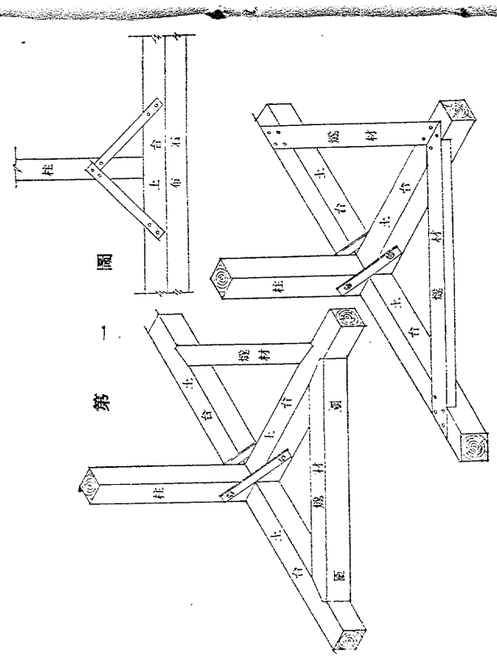

第一圖

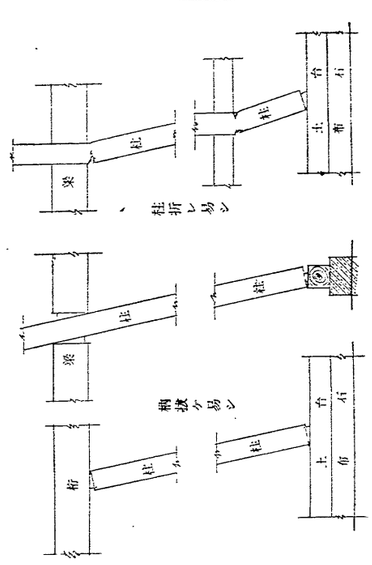

第二圖

桁梁ヲ易シ

柱折レ易シ

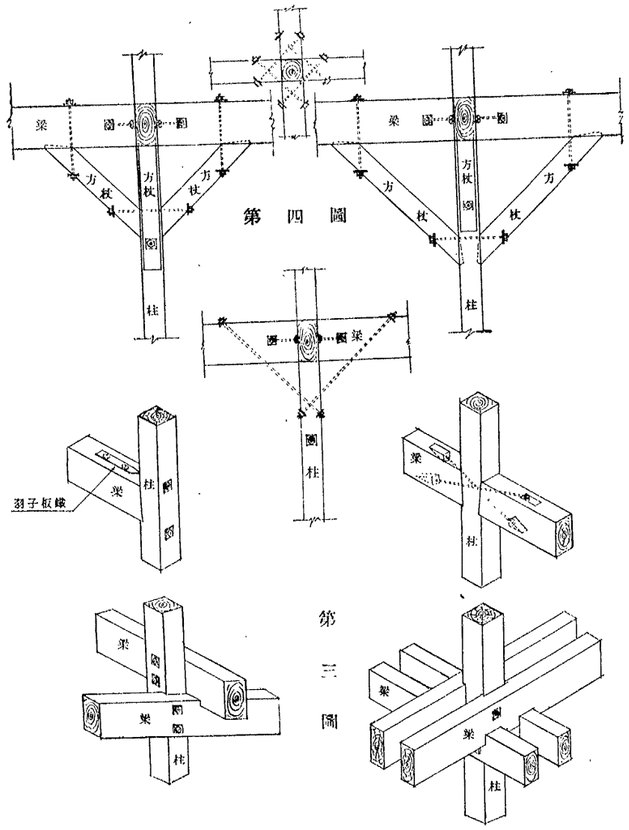

第四圖

第三圖

第　五　圖　(其　一)

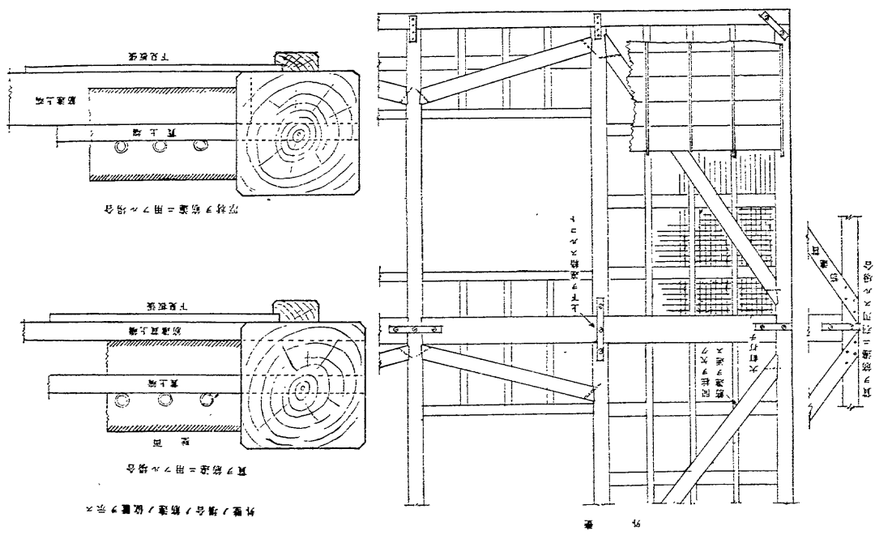
外壁ノ場合ノ防護ノ位置ヲ示ス
其ヲ防護ニ用フル場合
平面概要
其上板
防護其上板
下見板張
空枠ヲ防護ニ用フル場合
其上板
防護上板
下見板張
外壁
其ヲ防護ニ用フル場合
防護ヲ施シタル窓
水切ヲ
上下ヲ防護シタル窓
防護ニ用フル場合

134-2

間仕切壁ノ場合ノ筋違ノ位置ヲ示ス

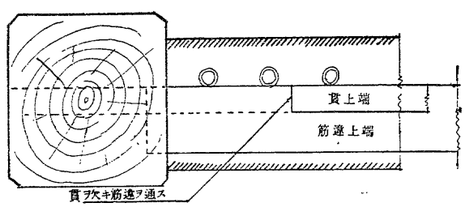

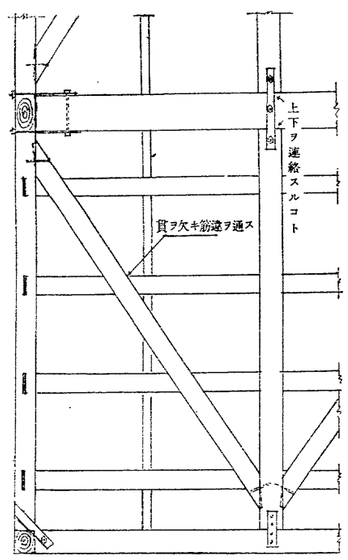

第　五　圖（二共）

134-2

134

木造小學校建築耐震上ノ注意

震災豫防調査會

震甲第五四號

本邦各地ニ於ケル木造小學校ノ建築ノ多クハ耐震的ニ構造サレテ居ナイ爲メニ一朝震災ニ際會シテハ眞先キニ倒潰シ可憐ナル兒童ヲ死傷セシムルニ至ルノハ洵ニ遺憾ノ次第デアリマス、本會ニ於テハ此ニ鑑ミテ研究ヲ重ネ木造小學校新築ノ場合ニ於ケル耐震的手法ト在來ノ同建築ニ對スル補强法トヲ作製シテ當事者ノ注意ヲ促ス事ト致シマシタ、此ハ曾ニ過去ノ震災地方ノミナラズ全國ノ各小學校ニ迄モ汎ク本注意書ノ趣旨ヲ實行セシメラレテ學校自身ガ震災カラ免レルト共ニ如何樣ナ地震ノ場合ニモ登校中ノ兒童ニ對シテ父兄ハ安心シテ居ラレル樣ニ致シ度イト希望スルカラデアリマス。玆ニ此趣旨ヲ添ヘ謹テ本注意書ヲ進達致シマス。

大正十四年八月十九日

震災豫防調査會
幹事　今村明恒

文部大臣岡田良平殿

木造小學校建築耐震上ノ注意

小學校建築ハ住家、商店等ノ如ク小規模ナラズ、室ノ高サ、廣サ等甚ダシク大ナリ。隨テ耐震上特ニ深キ考慮ヲ要スルハ當然ナルニ住家、商店等ノ小規模ナルモノト同樣ノ構造法ヲ施セルモノ尠カラズ。之ガ爲メニ一度强震ニ遇フトキハ忽チ破壞シ前途アル兒童ヲ傷ケ或ハ死ニ至ラシムルモノ有ルヲ見ル。玆ニ既往ノ震災ニ鑑ミ新築及既設ノモノニ對シテ安全ヲ期センガ爲メ木造小學校建築ノ耐震的手法ノ要旨ヲ擧グ。

新築ノ場合ノ注意

一　敷地

(1) 敷地ハ成ル可ク周圍ノ平坦ナル所ニ選ビ、崖地或ハ川岸ノ如キハ之ヲ避クベシ。

(2) 土地ハ堅硬ナルヲ可トス。岩、砂利交リ粘土層、硬キ粘土層、砂利層等ヲ優良ナル地盤トナスベク、水分無キ砂地及粘土層、是ニ亞ギ、水分多キ砂地及泥地又ハ埋立地ノ如キハ望マシカラズ。

(3) 前二項ニ關シ、止ムヲ得ザル場合ニハ一層其ノ構造ヲ强固ナラシムベシ。

二　基礎

(4) 基礎ハ可及的ニ其ノ沈下ヲ小ナラシムルコトヲ期スベシ。地盤優良ナラザル場合ニハ地下成ル可ク深ク掘下ゲ、割栗石、砂利等ヲ打込ミ搗固メタル上ニ築造スベシ。但シ地盤ニ水氣アルトキハ杭打チヲ爲スヲ可トシ、杭ハ常ニ水面下ニアラシムベシ。

(5) 基礎ハ硬軟不同ナル土地ニ跨リテ築造スルコトヲ避クベク、止ムヲ得ザル場合ニハ不同沈下ノ起ラザル樣軟地ヲ充分ニ堅固トナスカ、然ラザレバ別棟トナスベシ。

三　構造一般

(6) 土臺、胴差、桁、梁等ノ横架材ノ隅々ニハ燦材ヲ設ケテ三角形ヲ構成スベシ。（第一圖、第二圖、第三圖參照）

(7) 柱ト土臺若クハ桁トノ接合ニハ方杖、帶鐵物、筋違ぼーると、鎹又ハ其他ノ鐵物ヲ用フベシ。（第一圖、第二圖、第三圖、第四圖參照）

(8) 柱ハ其ノ大サ可及的ニ大ナルヲ可トシ、且ツ縱横架構材ノ接合ニハ仕口ニヨリテ柱ノ强サヲ減ゼザル樣、添木、添鐵物、ぼーると等ヲ用ヒテ之ヲ補强スベシ。

(9) 柱ハ二階建ノ場合ニハ平家建ノ場合ニ比シテ自ラ大ナラザルベカラズ。而シテ出來得ル限リ多ク通柱トナスベシ。（第三圖參照）管柱ヲ用フル個所ニハ添鐵物、又ハ添木ヲ當テ上下ヲ充分ニ連結スベシ。（第五圖參照）

(10) 小屋組相互ノ間ニハ筋違、梁挾ノ類ヲ用ヒテ之ヲ連絡シ家屋ノ頂ヲ結束シテ一體トナスベシ。（第六圖參照）

(11) 屋根ノ重量ハ木造家屋破壞力ノ主要ナル素因ナルガ故ニ、其ノ材料ニハ石綿盤、石盤ノ如ク輕良且ツ耐火的ナルモノヲ用フベシ。

(12) 瓦ヲ用フル場合ニハ引掛棧瓦トナスカ、又ハ針金等ヲ以テ下地ト緊結スベシ。

四　壁體、筋違、方杖及柱ト梁トノ接合

(13) 壁體ハ家屋ノ外部ノミナラズ、內部ニモ縱横ニ成ル可ク多ク之ヲ構成スベシ。壁體少ナクシテ室ノ廣大ナルハ耐震上最モ不利ナル構造ナレバナリ。

(14) 壁體ニハ必ズ筋違ヲ用ヒテ三角形ヲ構成スベシ。（第七圖、第八圖、第九圖、第十圖參照）

(15) 筋違ニハ成ル可ク厚材ヲ用ヒ、柱トノ接合ハぼーるとヲ以テ堅固ニ締メ付クベシ。（第七圖、第八圖參照）貫ノ如キ薄材ヲ用フルトキハ兩面ヨリ襷ニ配置シ柱ノ表面ニ缺キ込ミ大釘打チトナスベシ。（第九圖參照）

(16) 柱ト一階梁、二階梁及小屋梁トノ接合ハ耐震構造上最モ重要ナリ、枘差等ノ仕口ノミニ依賴シ得ベキニ非ズ、其ノ接合部ハ次ノ手法ニヨリテ兩者ヲ緊結シ、地震力ニ因ル歪ヲ防グベシ。（第三圖、第五圖、第十一圖、第十二圖參照）

(イ) 柱ト梁トノ間ニ方杖ヲ用ヒテ三角形ヲ構成スルコト。

(ロ) 接合部ハ必ズ帶鐵物、羽子板鐵物、ぼーると等ニヨリテ之ヲ補强スルコト。

（教室內ニ方杖ノ露出スルヲ忌嫌フハ誤レルノ甚ダシキモノナリ。教室ノ如キ大ナル張間ヲ有スルモノニアリテハ方杖、筋違等ノ如キ斜材ヲ用ヒズシテハ事ロ建築ノ態ヲナサズト云フモ過言ニ非ザルベシ。（第十三圖參照）

(17) 講堂、雨天體操場、控所等ノ如ク張間ノ特ニ大ナルモノニアリテハ前項ニ關シ特ニ注意スベク、更ニ次ノ各項ニ留意スベシ。

(イ) 講堂ヲ階下ニ設ケ其ノ上ヲ教室トナスヨリモ階下ヲ教室トシ階上ヲ講堂トナスヲ可トス。階下ニ間壁少キヲ不可トスルガ故ナリ。此ノ場合ニ於テ二階柱ト梁及胴差トノ接合ハ特ニ强固ナラシムベシ。

(ロ) 外壁ノ適當ナル個所ニ添柱、控柱ヲ設ケ室ノ歪ニ備フルコトヲ要ス。梁ト柱トノ接合又ハ柱ノ大サ充分ナラザル場合ニハ特ニ必要ナリ。

既設ノモノニ對スル注意

一般ニ小學校管理者ハ校舍ノ構造ヲ精細ニ檢査シ、前記新築ノ場合ニ對スル注意書ニ準ジ、不完全ナル部分アラバ之ヲ補强シテ、地震ニ際シ安全ヲ期スベク、特ニ次ノ事項ニ注意スベシ。

(1) 小屋梁及二階梁ト柱トノ接合
方杖、鐵物等ヲ用ヒテ之ヲ補强スルコト。

(2) 柱ノ補强
通柱、管柱共ニ階ノ上下ニ跨リテ適當ノ長サ、添木、添鐵物ヲ當テぼーると締メトナシ補强スルコト。

(3) 斜材
壁體ハ勿論、縱横材間ニ於テモ成ルベク筋違、方杖ノ如キ斜材ヲ新ニ加ヘ、出來得ル限リ多クノ三角形ヲ構成スルコト。

(4) 講堂、雨天體操場、控所ニ對スル補强
講堂、雨天體操場、控所又ハ連續セル教室ヲ講堂ニ兼用スルモノ等大ナル室ニアリテハ、外壁適當ナル個所ニ添柱或ハ控柱ヲ新ニ設ケ室ノ歪ニ備フルコト。梁ト柱トノ接合又ハ柱ノ大サ充分ナラザル場合ニハ特ニ必要ナリ。

(5) 用材ノ腐朽
軸部殊ニ土臺等ニシテ腐朽セルモノハ之ヲ新材ト取換フルコト。

(6) 保存
校舍ハ時々之ヲ檢査シ用材ノ腐蝕、蟻手、仕口ノ緩ミ等アルトキハ速ニ修理シ、補强ヲ忘ラザルコト。

之ヲ要スルニ地震力ニ因ル木造家屋ノ破壞ハ多ク柱及梁ヨリ成ル矩形ガ歪ミテ菱形狀トナリ而モ柱ト梁トノ接合部薄弱ナルヲ以テ

(一) 柱ト梁トノ離反
(二) 接合部柱ノ挫折

等ノ現象ヲ起スニ因ル。故ニ之レガ對應策トシテハ縱横材ヨリ成レル矩形ガ歪ミヲ起サヾル樣、又柱ト梁トノ接合部ガ破壞セザル樣

(一) 方杖、筋違ノ如キ斜材ヲ以テ可及的ニ多クノ三角形ヲ構成シ

(二) 柱ト梁トガ離反セザル樣其ノ接合部ヲ緊結シ

(三) 柱ノ挫折セザル樣接合部ノ柱ヲ補强スルコトヲ以テ其ノ要項トス。

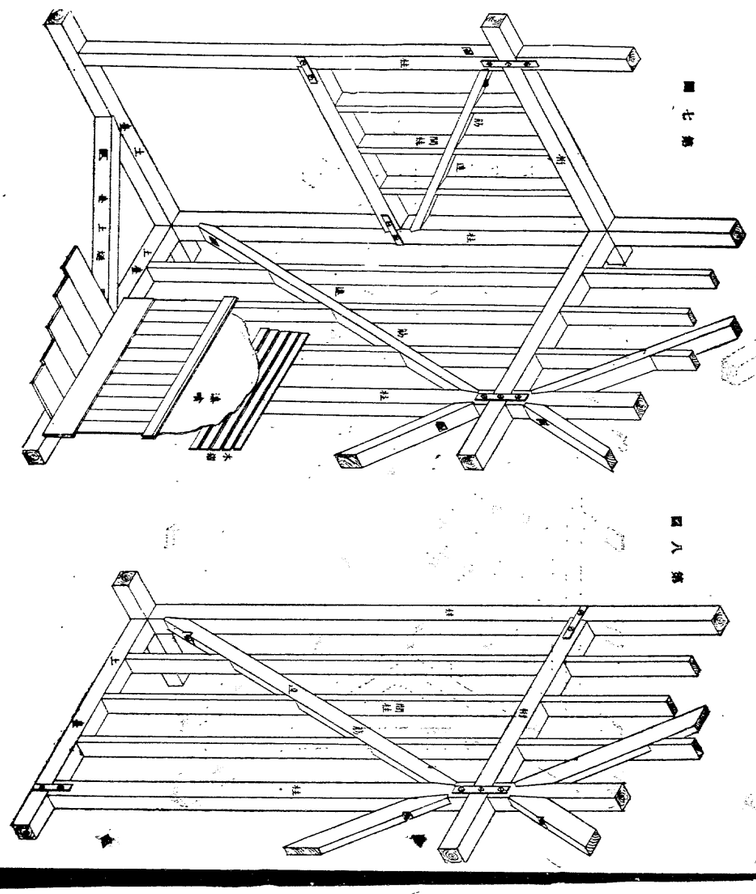

圖七號

圖八號

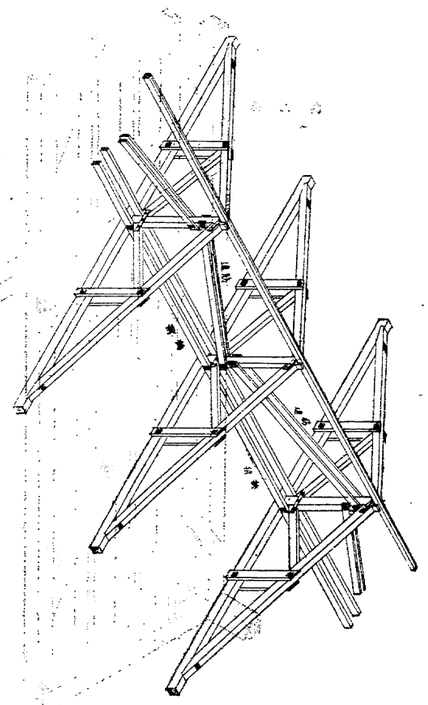

圖九號

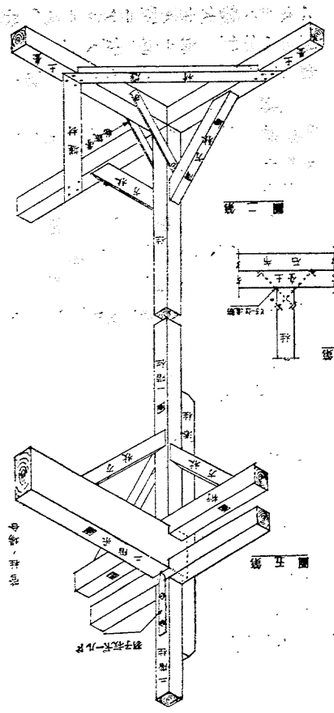

圖五號

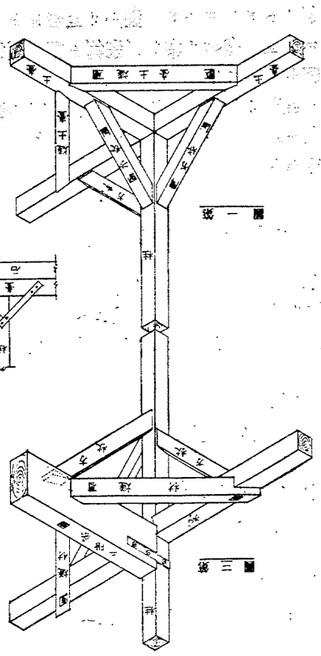

圖三號

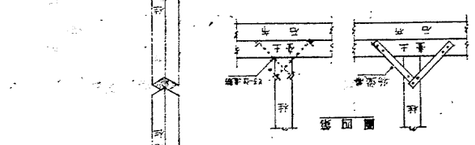

圖四號

圖二號

圖一號

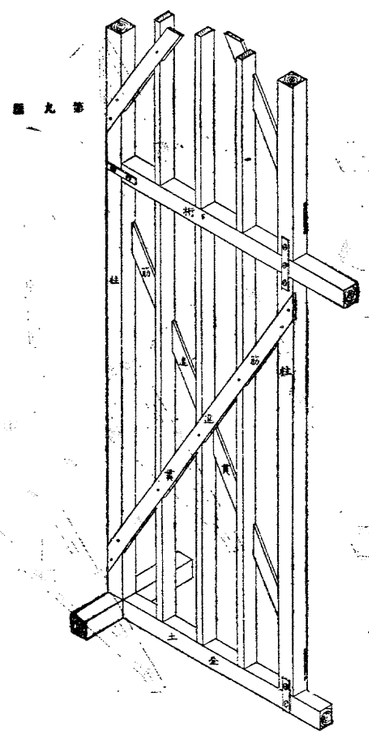

第九圖

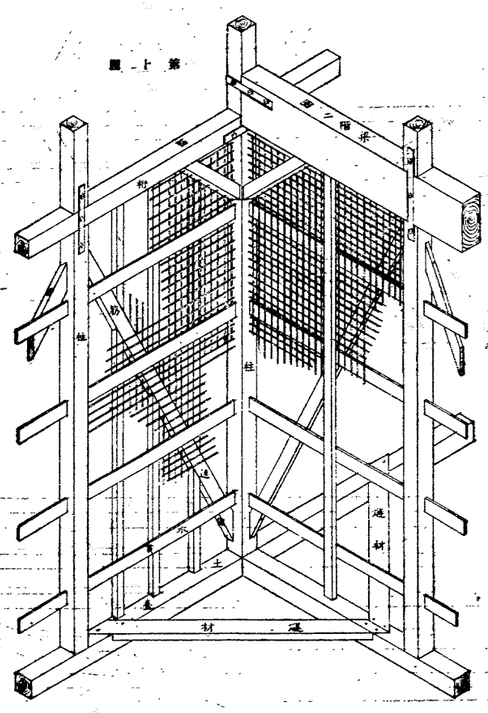

第十圖

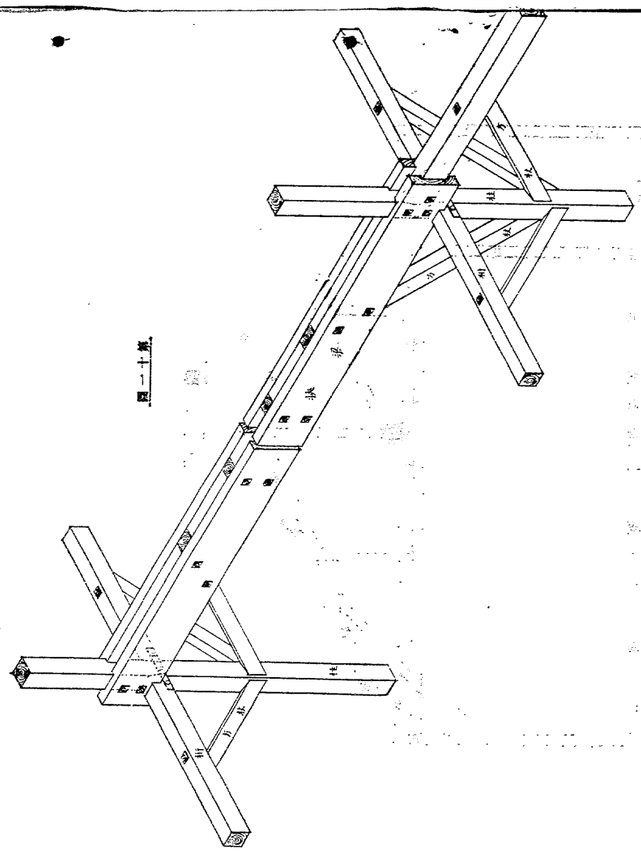

第十一圖

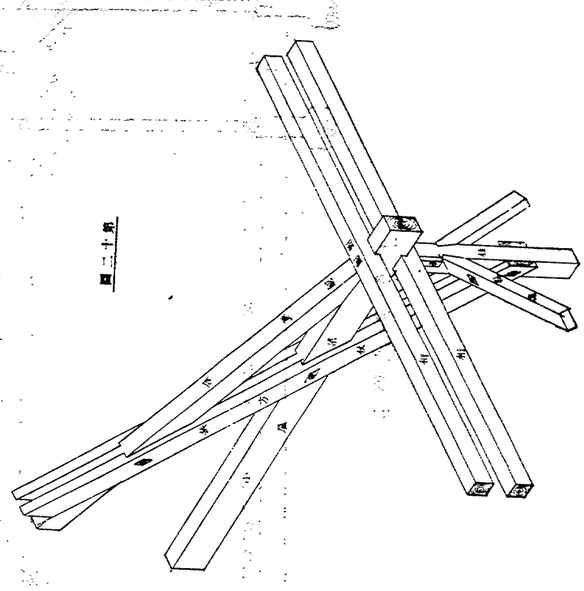

第十二圖

第十三圖

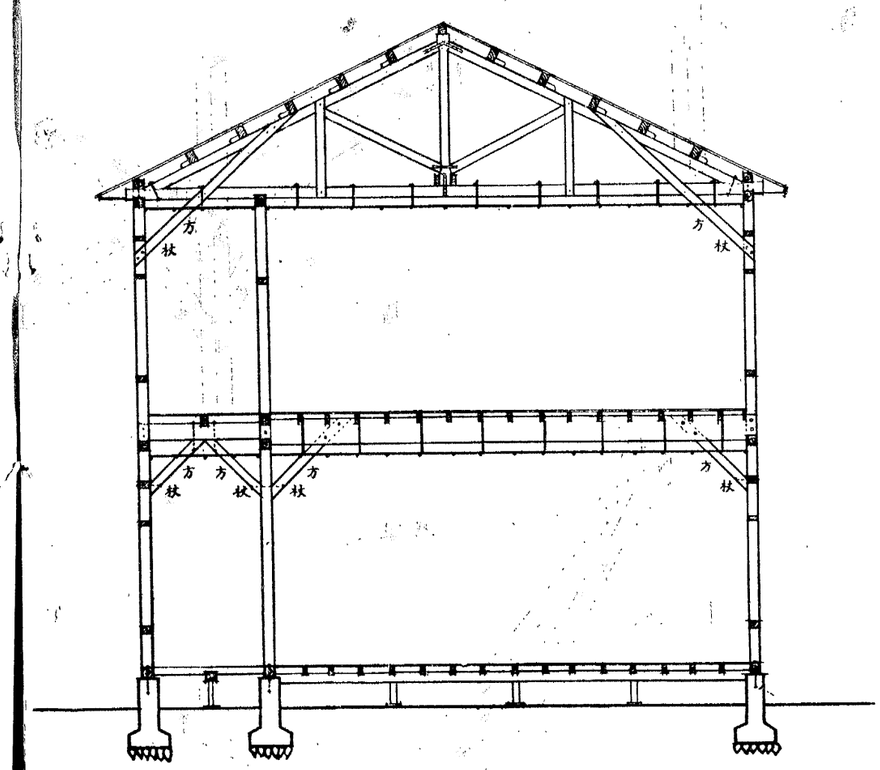

小學校舍斷面

主管局號及受付月日

合議局號及受付月

第　號受付　月　日
第　號送付　月　日
第　號受付　月　日
第　號送付　月　日
第　號受付　月　日
第　號送付　月　日
第　號受付　月　日
第　號送付　月　日

起案　昭和六年三月十一日

主任

局長

警務課長

私儀本年
[illegible]高土屋内務書記
[illegible]
今秋教務主
[illegible]
有[illegible]
[illegible]ル者高者ノ地

135

内

施行　3月11日

第　號
受付　月　日
送付　月　日

震知識ヲ向上セシムル件ノ教養資料ニ関シ先般ハ依頼申上ケタル処早速御回示ヲ預リ厚ク謝ス仍テ本件ハ印刷物三種各五十部宛御送賜ヲ得度尤重ネテ御依頼申上ケ

136

電報及電信　月　日

合議局號及ビ送付

第　號　受付　月　日　送付　月　日
第　號　受付　月　日　送付　月　日
第　號　受付　月　日　送付　月　日
第　號　受付　月　日　送付　月　日
第　號　受付　月　日　送付　月　日
第　號　受付　月　日　送付　月　日

乙

内務大臣　4.

決裁　日文書課長　施行　四月二日

昭和六年三月二十九日　局受　第　號　付　月　日　局送　月　日

主査　警防課長

保局長

事務官

大臣

次官

文書課長

地震ノ際火災ヲ惹起シ易キ化学

震災豫防評議会
会長　中川健蔵殿

年月日　内務省

日月	第	第
第	號	號
號	送受	送受
送受	月日	月日
月日	月日	月日

葉品ノ格納方法其ノ他ニ關スル件
昨月二十日付震甲第五號ノ一、二ヲ
以テ御照會有之候首領ノ件並
警察官吏ノ他震殺ノ識ヲ向上セシ
ムル件ニ關シ本日別紙ノ通所管
ヘ申進其ノ他ノ通牒ノ件置候條
此段申進候也

137

省號及受付月日	合議局號及送受
内務省	第 號 送受 月日
第 2 号	第 號 送受 月日
3.	第 號 送受 月日
	第 號 送受 月日
	第 號 送受 月日
	第 號 送受 月日
	第 號 送受 月日
	第 號 送受 月日

乙 密 記

決判 ㄅ月十日 文書課長

施行 ㄅ月十日

起案 昭和二年三月五日 局受付 第 號 月 日 局送 月 日

警保局第二七一號

主査 警務課長 事務官

警保局長

大臣

次官

書記官長

警務課長

大日本消防協會本部役員名簿ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ內務大臣宮本
才清水ヲ以テ便宜左記ノ
祝辭送付ニ付ニ付ヲ仰高裁

3—12